

本宮市空き家改修等支援事業補助金チェックシート

次の全てにチェックがつかないと、補助の対象となりません。

共通	<input type="checkbox"/>	市内に存する3カ月以上居住実態のない空き家か。
	<input type="checkbox"/>	賃貸事業用の空き家ではないか。
	<input type="checkbox"/>	2分の1以上が居住の用に供されていたものか。
	<input type="checkbox"/>	建築基準法等の関係法令に違反した空き家ではないか。
	補助申請者が次のいずれかに該当するか。	
	<input type="checkbox"/>	①福島県外からの移住者(申請の日から遡って2年以内に移住した者を含む。ただし、補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。)
	<input type="checkbox"/>	②就労していない(アルバイトを除く)18歳未満の子どもがいる子育て世帯※
	<input type="checkbox"/>	③婚姻から5年以内の夫婦かついずれかが39歳以下の新婚世帯※
	<input type="checkbox"/>	過去にこの補助金の交付を受けていないか。
	<input type="checkbox"/>	市税等の滞納がなく、暴力団員ではないか。
	<input type="checkbox"/>	工事の契約及び着手はしていないか。
	<input type="checkbox"/>	工事の完了は、申請年度の2月末日までに完了するか。
	<input type="checkbox"/>	国または地方公共団体による他の補助金等の交付を受けている場合は、その交付を受けた経費と今回の改修等支援事業に要する経費が重複していないか。
<input type="checkbox"/>	事業完了後、5年以上定住するか。	



	改修等	除却等	
個別要件	<input type="checkbox"/>	補助を受けようとする空き家に居住している場合、申請年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借した空き家か。	
	<input type="checkbox"/>	自ら居住するために購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家か。 ※ 相続した空き家の場合は、交付申請日の属する年度の4月1日時点で、相続登記が完了した日から1年以内、又は相続の事由が発生した日から3年以内であること。(本要件の場合、交付申請時点で補助対象者は相続登記が完了していること。)	
	<input type="checkbox"/>	生活に必要な水廻りを備えているか。(改修後に備えることとなるか。)	
		<input type="checkbox"/>	空き家の解体後、1年以内に、同一敷地内に自ら居住するための新築住宅を建築し、定住するか。

※申請時点で別居している場合、補助対象外となる可能性がありますので、個別にお問い合わせください。